

デジタル技術の社会実装を踏まえた規制の精緻化

内閣官房日本経済再生総合事務局

1. 論点及び検討の方向性

(1) モビリティ分野

(AI等を活用した完成検査の精緻化・合理化)

- ・ 現行制度上、自動車メーカーにおいては、国に替わって、資格のある完成検査員が一台ごとに車体の安全確認検査（完成検査）を行うこととなっているが、単純作業（例：装置の組付状態や損傷の目視確認）が中心であり、AI等（画像認識技術等）を活用して完成検査員の機能を代替することで効率化・合理化できる可能性。
- ・ 完成検査の全工程について、AI等を活用した自動化・無人化の可能性を実証事業で確認。従来のヒト（完成検査員）による完成検査と比較して、AI等を活用した検査のレベルが同等以上であることを確認できれば、ヒトを前提とした規制を見直す。
- ・ 併せて、国が自動車メーカーに対して行っている型式指定監査について、検査データを遠隔から常時確認・分析するシステムを構築することができれば、監査頻度を減らすよう運用を見直す。

(無人自動運転車における運行時に取得するデータの活用)

- ・ 現行制度上、車体の安全性能を型式指定審査等で確認し（道路運送車両法）、運転者の技能（認知、予測、判断、操作）を運転免許制度で担保する（道路交通法）ことで、自動車運転の安全性を担保。
- ・ 無人自動運転車（いわゆるレベル4以上）は、センサーやシステムにより運転者の技能を車体性能に取り込んで自律走行することから、国の型式指定審査において、無人自動運転車の車体性能だけで、道路交通法上必要とされる技能を有する運転者が運転する場合と比較して、安全性のレベルが同等ないしそれ以上の水準で確保されていることを

確認する必要。

- ・ 現行制度上、無人自動運転車の安全性レベルを（大量生産されることを前提に）効率的・合理的に確認するルールが定まっていないことから、①安全性を確認するための走行シナリオの設定と、②当該シナリオに基づいて、ヒトが運転する場合と比較しての、無人自動運転車の安全性を確認する仕組みを、実証事業を通じて構築。構築できれば、無人自動運転車を前提とした型式指定審査に係るルールを新たに整備する。

（２）フィンテック／金融分野

（プロ投資家対応、金融商品販売における高齢顧客対応）

- ・ 現行制度上、①プロ投資家は資産額（３億円以上）や金融商品取引業者との取引経験（１年以上）により、②高齢顧客は年齢（75歳以上又は80歳以上）により、投資家としての能力等にかかわらず、それぞれ画一的に対象範囲を画している。
- ・ 証券会社からプロ投資家及び高齢顧客の取引履歴や属性に関するデータ（資産残高、年収、投資年数・回数等）を広く集めた上で、リテラシーテストを実施し、投資家としての能力と相関性のある項目をビッグデータ解析で特定する実証事業を行う。投資家としての能力に関連性の高い項目が特定できれば、当該項目をプロ投資家や高齢顧客の対象範囲に係る規制に取り込み、個々人の状況（財産の状況等）に加えて、投資家としての能力を踏まえた規制へと見直す。

（マネー・ロンダリング対策）

- ・ 現行制度上、各金融機関は、マネー・ロンダリング対策として、口座開設時や外為送金の際に、取引の関係者が経済制裁を受けている者や反社会的勢力に該当しないことを確認する義務あり。現状は、（キーワード（人名、組織名、国名等）を活用して）機械的に「疑わしい取引」を抽出した上で、最後はヒト（銀行員）が個別に判断。（制裁リス

トとの照合など) 単純作業が多く、AI(機械学習)を活用し大幅に効率化・合理化できる可能性。また、個別金融機関毎の確認ではなく、決済ネットワーク全体を分析対象とすることができれば、金融機関を跨ぐ不自然な取引をより高精度に検知することができる可能性。

- ・ 実験用のAI活用型のミニシステムを構築し、各金融機関が無償で提供するデータを活用して、①どの程度正確に「疑わしい取引」の検知を行えるか、及び②当該システムが正しく機能しているかを、どの程度監査できるか、を検証する実証事業を行う。その結果を踏まえ、AI活用型システムを活用した場合には、一定の原因究明協力を前提に、個別の金融機関のマナー・ロンダリング対応が適切に行われたと判断する規制へと見直す。

(3) 建築分野

(建築物の外壁の定期調査)

- ・ 現行制度上、大規模建築物等の所有者は、建築物の構造について、定期的に、一級建築士等に劣化状況の調査をさせて、当局に報告することが義務付け。その中で、外壁のタイルは、10年に一度、一級建築士等によるテストハンマーを使っての全面的な打診等により確認する義務あり。
- ・ 外壁調査用の赤外線装置を搭載したドローンを用いて、一級建築士等によるテストハンマーを使って打診する方法と比較して、同等ないしそれ以上の精度で問題箇所を検出する性能が出せるかを、実証事業を通じて確認する。赤外線装置を搭載したドローンの性能が確認できれば、外壁調査の方法を定めている規制をドローン活用でも代替可能とするよう見直す。

(エレベーターの定期検査)

- ・ 現行制度上、エレベーターの所有者は、エレベーターについて、定期的に、一級建築士等に検査をさせて、当局に報告することが義務付

け。その中で、エレベーターのロープについては、1年に一度、エレベーターのかごに検査員が乗り、かごをつるすロープの劣化状況（「錆び」や「線の切れ」）について、目視や寸法測定により確認する義務あり。

- ・常設の検査用センサーを用いて、一級建築士等による（1年に1回の）目視等で劣化状況を確認する方法と比較して、同等ないしそれ以上の精度で問題箇所を検出する性能が出せるかを、実証事業を通じて確認する。検査用センサーの性能が確認できれば、エレベーターの定期検査の方法を定めている規制をセンサー活用でも代替可能とするよう見直す。

※上記2テーマの他、建築基準法に基づく安全規制の精緻化につながる新技術（AI等）の活用方策として、どのようなものが将来的にあり得るのかについての調査も並行して進める。

2. 他分野への応用可能性

- (1) モビリティ、フィンテック／金融及び建築の3分野においては、上記の検討テーマ以外で、デジタル技術が進歩する中で、規制の精緻化につながる新技術（AI等）の活用方策として、どのようなものが将来的にあり得るのか、今後の規制の精緻化の課題を広く検討する。
- (2) 加えて、上記3分野以外も含めて、特に、①有資格者による義務的検査工程（の全部ないし一部）を、AIに代替していくケース、②運転者による技能（認知・予測・判断・操作）に依拠しないで自律的に動くケース、③個々人の属性に応じた個別判断が可能となるケースについて、一般の検討の応用可能性がないかを広く検討する。

(以上)